

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第4区分
 【発行日】令和3年8月12日(2021.8.12)

【公表番号】特表2019-515134(P2019-515134A)
 【公表日】令和1年6月6日(2019.6.6)
 【年通号数】公開・登録公報2019-021
 【出願番号】特願2018-556915(P2018-556915)
 【国際特許分類】

C 2 3 F 15/00 (2006.01)

C 2 3 C 28/00 (2006.01)

【F I】

C 2 3 F 15/00

C 2 3 C 28/00 C

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年6月28日(2021.6.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属表面の防食処理のための方法であって、前記表面を、以下の水性組成物：

i) アルカリ性又は酸性洗浄剤組成物と、

ii) 第一のすすぎ組成物、または、ii) 前記ii)の代わりに、第一のすすぎ組成物およびそれに続く第二のすすぎ組成物と、

iv) 酸性転化組成物、または、v) 前記iv)の代わりに、酸性転化組成物およびそれに続く第三のすすぎ組成物と、

vi) (メタ)アクリレート系、及び/又はエポキシド系カソード電着コーティングを含む組成物と、に連続して接触させ、

前記アルカリ性又は酸性洗浄剤組成物、第一のすすぎ組成物、第二のすすぎ組成物、および第三のすすぎ組成物の少なくとも1種が、少なくとも1種の式I



の化合物を含み、

R¹及びR²は、それぞれ互いに独立してH又はHO-(CH₂)_w-基(w≧2である)であり、x及びyは、それぞれ互いに独立して1~4であり、且つZは、S原子又はC-C三重結合であり、前記金属表面が裸鋼及び/又は亜鉛めっき鋼である、方法。

【請求項2】

前記洗浄剤組成物i)が、少なくとも1種の式Iの化合物を含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記少なくとも1種の式Iの化合物の濃度が、6~625mg/lの範囲(2-ブチン-1,4-ジオールとして計算した)である請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記少なくとも1種の式Iの化合物の濃度が、31~313mg/lの範囲(2-ブチン-1,4-ジオールとして計算した)である請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記第一のすすぎ組成物、前記第二のすすぎ組成物及び/又は前記第三のすすぎ組成物

が、少なくとも1種の式Iの化合物を含む請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記少なくとも1種の式Iの化合物の濃度が、1～100mg/lの範囲(2-ブチン-1,4-ジオールとして計算した)である請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記少なくとも1種の式Iの化合物の濃度が、6～60mg/lの範囲(2-ブチン-1,4-ジオールとして計算した)である請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記洗浄剤組成物i)が、アルカリ性である請求項1～7のいずれか1項に記載の方法。

【請求項9】

前記洗浄剤組成物i)が、9.5以上のpHを有する請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記第一のすすぎ組成物が、6～9の範囲のpHを有し、前記第二のすすぎ組成物が、7～9の範囲のpHを有し、前記第三のすすぎ組成物が、4～9の範囲のpHを有する請求項1～9のいずれか1項に記載の方法。

【請求項11】

前記転化組成物が、チタン、ジルコニウム及び/又はハフニウム化合物を含む不動態化組成物である請求項1～10のいずれか1項に記載の方法。

【請求項12】

前記不動態化組成物が、マンガンを含まないか、又は10mg/l未満のマンガンを含む請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記不動態化組成物が、銅イオン及び/又は銅イオンを遊離する化合物を含み、且つ/又は亜鉛イオン及び/又は亜鉛イオンを遊離する化合物を含む請求項11又は12に記載の方法。

【請求項14】

前記不動態化組成物が、オルガノアルコキシシラン、並びに/又はその加水分解生成物及び/若しくは縮合生成物を含む請求項11～13のいずれか1項に記載の方法。

【請求項15】

前記少なくとも1種の式Iの化合物が、 R^1 及び R^2 が、両方ともHである式Iの化合物と、 R^1 及び R^2 が、それぞれ互いに独立して $HO-(CH_2)_w-$ 基($w \geq 2$ である)である式Iの化合物との混合物である請求項1～14のいずれか1項に記載の方法。

【請求項16】

前記 R^1 及び R^2 が、両方ともHである式Iの化合物と、前記 R^1 及び R^2 が、それぞれ互いに独立して、 $HO-(CH_2)_w-$ 基($w \geq 2$ である)である式Iの化合物との質量%における混合比が、0.5:1～2:1の範囲(2-ブチン-1,4-ジオール及び2-ブチン-1,4-ジオールビス(2-ヒドロキシエチル)エーテルとして計算した)である請求項15に記載の方法。

【請求項17】

前記 R^1 及び R^2 が、両方ともHである式Iの化合物と、前記 R^1 及び R^2 が、それぞれ互いに独立して、 $HO-(CH_2)_w-$ 基($w \geq 2$ である)である式Iの化合物との質量%における混合比が、0.75:1～1.75:1の範囲(2-ブチン-1,4-ジオール及び2-ブチン-1,4-ジオールビス(2-ヒドロキシエチル)エーテルとして計算した)である請求項16に記載の方法。

【請求項18】

前記 R^1 及び R^2 が、両方ともHである式Iの化合物と、前記 R^1 及び R^2 が、それぞれ互いに独立して、 $HO-(CH_2)_w-$ 基($w \geq 2$ である)である式Iの化合物との質量%における混合比が、1:1～1.5:1の範囲(2-ブチン-1,4-ジオール及び2-ブチン-1,4-ジオールビス(2-ヒドロキシエチル)エーテルとして計算した)

である請求項 17 に記載の方法。

【請求項 19】

前記少なくとも 1 種の式 I の化合物において、 R^1 及び R^2 が、両方とも H 又は $HO - (CH_2)_2 -$ 基であり、前記 x 及び y の合計が、2 ~ 5 であり、 Z が、 $C - C$ 三重結合である請求項 1 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 20】

前記少なくとも 1 種の式 I の化合物が、2 - ブチン - 1, 4 - ジオール及び / 又は 2 - ブチン - 1, 4 - ジオールビス(2 - ヒドロキシエチル)エーテルである請求項 19 に記載の方法。

【請求項 21】

前記少なくとも 1 種の式 I の化合物が、2 - ブチン - 1, 4 - ジオールと、2 - ブチン - 1, 4 - ジオールビス(2 - ヒドロキシエチル)エーテルとの混合物である請求項 20 に記載の方法。

【請求項 22】

前記金属表面が、裸鋼及び / 又は亜鉛めっき鋼に加えて、アルミニウム又はアルミニウム合金をさらに含む請求項 1 ~ 21 のいずれか 1 項に記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0038

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0038】

ここで、前記 R^1 及び R^2 が、両方とも H である式 I の化合物と、前記 R^1 及び R^2 が、それぞれ互いに独立して、 $HO - (CH_2)_w -$ 基 ($w \geq 2$ である) である式 I の化合物との質量%における混合比は、0.5 : 1 ~ 2 : 1 の範囲、好ましくは 0.75 : 1 ~ 1.75 : 1 の範囲、特に好ましくは 1 : 1 ~ 1.5 : 1 の範囲 (2 - ブチン - 1, 4 - ジオール及び 2 - ブチン - 1, 4 - ジオールビス(2 - ヒドロキシエチル)エーテルとして計算した) である。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

前記少なくとも 1 種の式 I の化合物は、特に好ましくは 2 - ブチン - 1, 4 - ジオール及び 2 - ブチン - 1, 4 - ジオールビス(2 - ヒドロキシエチル)エーテルの混合物であり、前記質量%における混合比は、0.5 : 1 ~ 2 : 1 の範囲、好ましくは 0.75 : 1 ~ 1.75 : 1 の範囲、特に好ましくは 1 : 1 ~ 1.5 : 1 の範囲である。